

町田市新たな学校づくり基本計画検討会設置要領

（趣旨）

第 1 この要領は、町田市新たな学校づくり推進計画（以下「推進計画」という。）に基づく新たな学校づくりを推進するにあたり、新たな学校づくり基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するために必要な事項を検討する新たな学校づくり基本計画検討会（以下「検討会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 検討会は、推進計画に規定する期間内に新たな学校づくりに着手する学校ごとに設置する。

2 検討会の設置期間は、設置の日から検討結果を教育委員会に報告する日までとする。

（検討事項）

第 3 検討会は、新たな学校づくりに関する次に掲げる事項のうち必要な事項について検討し、その結果を、町田市教育委員会（以下「教育委員会」）に報告する。

（1）統合新設校の統合準備に関すること

（2）新たな学校づくりにおける学校の施設、設備の整備等に関すること。

（3）前各号に掲げるもののほか、新たな学校づくりに必要な事項に関すること。

2 検討会は、前項の規定による検討を行うため必要な範囲において、広報、調査、意見の募集その他の活動を行うものとする。

（組織）

第 4 検討会の委員（以下「委員」という。）は、推進計画の期間内に新たな学校づくりに着手する学校ごとに次に掲げるものを持って充て、教育委員会が委嘱する。

（1）新たな学校づくり対象校の学校運営協力者の代表 各校 2 名以内

（2）新たな学校づくり対象校の保護者の代表 各校 3 名以内

（3）新たな通学区域内の地域の代表 2 名以内

（4）新たな学校づくり対象校の教職員の代表者 各校 2 名以内

（5）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第 5 委員の任期は、委嘱をした日から検討会の検討結果を報告する日までとする。

（会長及び副会長）

第 6 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、第 4 の（4）に規定する者の中から、各 1 名定める。

3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 検討会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。ただし、会長が選任される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により開催する。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(守秘義務)

第 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(意見の聴取等)

第 9 検討会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 検討会の庶務は、教育委員会学校教育部新たな学校づくり推進課において処理する。

(その他)

第 11 この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、会長が検討会に諮り、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

附則

この要領は、2021 年 12 月 10 日から施行する。

附則

この要領は、2025 年 10 月 27 日から施行する。